従業員等が新型コロナウイルス感染症にり患した場合の

事業系一般廃棄物の捨て方について

- ○ごみ出しを行う従業員や一般廃棄物処理業者への感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス等が付着した疑いのあるごみを捨てる場合には、以下の『ごみの捨て方』に沿ってごみ出しを行ってください。 —————
- ○「直接ごみに触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「念のため袋は二重にする」「ごみを捨てた後は手をしっかり洗う」ことを心掛けてください。



- ●ごみを捨てる際は、感染症対策を徹底するよう心掛けましょう。
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切な分別を行ってください。

